



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
3月24日(水)  
号 外  
第 9 号

## 目 次

### 議 会

○栃木県議会会議規則の一部改正..... 1

## 議 会

### 栃木県議会規則第一号

栃木県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十四日

栃木県議会議長 阿 部 寿 一

#### 栃木県議会会議規則の一部を改正する規則

栃木県議会会議規則(昭和二十七年栃木県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p><b>第三条</b> 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2  前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p><b>第三条</b> 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>

#### 別表(第百十八条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
略			
栃木県議会情報公開審査会	略	略	略

#### 別表(第百十八条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
略			
栃木県議会情報公開審査会	略	略	略
次期プラン検討会	次期プランに関する調査及び協議	会派から選出された議員(会長が必要と認めるとき)	会長

						て(用纏画)	
略				略			

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

---